

令和 6 年 5 月 13 日現在

機関番号：82512

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01517

研究課題名（和文）特惠関税の原産地規則が開発途上国に与える効果

研究課題名（英文）The Impact of Rules of Origin in Preferential Tariffs on Developing Economies

研究代表者

田中 清泰（Tanaka, Kiyoyasu）

独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所・開発研究センター 経済統合研究グループ・研究員

研究者番号：30581368

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、欧州連合（EU）が一般特惠関税制度の原産地規則を2011年に緩和した政策変化に着目して、原産地規則が受益国の経済に与えた効果を検証した。カンボジアの貿易データや事業所データを活用して、原産地規則の簡素化が最終製品の輸出や中間財の輸入に与えた貿易効果、対内直接投資に与えた投資効果、貿易が拡大した産業における企業の生産性や雇用に与えた効果などを検証した。実証の結果、原産地規則の簡素化によって、カンボジアからEU市場向けに縫製品輸出が大幅に拡大して、縫製産業の雇用創出につながっている点を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

先進国の一般特惠関税制度は、貿易を通して開発途上国の経済発展を支援する政策手段である。開発途上国の企業が特惠関税を活用するためには、輸出する商品が原産地規則を満たす必要があるため、厳格な原産地規則は開発途上国の利用を妨げると批判される。本課題は、原産地規則の簡素化は開発途上国の貿易や雇用の促進する、という因果効果をカンボジアにおいて示した。貿易拡大はフォーマル企業の雇用を増加させる一方、インフォーマル企業には影響しない点も示している。特惠関税の原産地規則は、開発途上国の産業発展とフォーマル化を促進することを明らかにして、特惠関税制度の指針形成に資するエビデンスを提示した。

研究成果の概要（英文）：This research project examines the impact of rules of origin in preferential tariffs on beneficiary economies by focusing on the European Union's reform in rules of origin in the Generalized System of Preference. This project uses data on trade and establishments in Cambodia to estimate the effect of rules of origin on exports of final-goods and imports of intermediate inputs, inward direct investment, and productivity and employment in local industries with increasing exports. An empirical investigation demonstrates that the simplification of stringent origin requirements in preferential tariffs caused a substantial increase in EU-bound exports of garment products from Cambodia and employment creation in garment industries.

研究分野：国際経済学

キーワード：特惠関税 原産地規則 貿易 投資 雇用 カンボジア 縫製産業 インフォーマルセクター

1. 研究開始当初の背景

一般特恵関税制度 (Generalized System of Preferences: 通称 GSP) は、先進国が開発途上国からの輸入に対して関税率を引き下げること、開発途上国の経済発展を支援することを目的としている。開発途上国における企業が特恵関税を利用するためには、輸出する商品が特恵関税制度で決められた原産地規則を満たす必要がある。生産が一国で完結している農産品などは、完全生産品として生産地が原産国となる。一方、工業製品は複数国から材料や部品を輸入して加工組み立てを行うため、商品の最終的な原産地に関する原産地規則を決める必要がある。原産地規則が厳格な場合、国内産業が未熟で中間財の輸入に依存する開発途上国では、工業製品の輸出は原産地の認定がされずに、特恵関税が適用されないことがある。

特恵関税制度における原産地規則の実証分析は、国際貿易に着目した研究が進んでいる。Augier et al. (2004) は、欧州の地域貿易協定における原産地規則の導入が最終財や中間財の域内貿易に与えた効果を実証している。Estevadeordal (2000) や Conconi et al. (2018) は、財別の原産地規則の厳格さを指数化し、貿易に与える効果を実証している。一方、特定の原産地ルールが貿易にとって制限的かどうかは、国内のサプライチェーンの発展に依存するため、原産地規則の具体的な要件を数量化して分析することは実態を十分に反映できていないと、Inama (2009) は批判している。また、先行研究では原産地規則の内生性を十分に対処していないため、原産地規則が貿易に与える効果にはバイアスが含まれている可能性が高い。つまり、外生的に原産地規則が変更された政策変化に着目し、実際の生産ネットワークを考慮した上で、原産地規則が受益国の貿易に与える因果関係を検証することが求められている。さらに、関連研究の分析は貿易効果に限定されており、原産地規則が貿易拡大を通じて投資や雇用に与える効果はほとんど分析されていない。

2. 研究の目的

本研究の目的は、欧州連合 (EU) が GSP の原産地規則を 2011 年に緩和した政策変化に着目して、原産地規則が受益国の経済に与えた効果を検証することである。

EU の GSP は 1971 年に開始され、現在は受益国と待遇が異なる三つのプログラムから構成されている。つまり、通常の GSP、GSP +、EBA (Everything But Arms) がある。1990 年代頃、EU の GSP は、原産地規則が厳しいため特恵関税の恩恵は一部の開発途上国 (インドや中国など) に限られている、という批判が強まった。2000 年代に入ると、欧州委員会は特恵貿易における原産地規則の調査をはじめ、それまでの原産地規則をより柔軟で制約の少ないルールに改革する方向へ舵を切った。しかし、原産地規則の簡素化は開発途上国からの輸入急増を招きかねないため、EU 国内の産業団体から大きな反対運動が起こった。欧州委員会は、EU におけるステークホルダーとの利害調整を経て、GSP の原産地規則に関する新しい規制を 2010 年 11 月 18 日に制定し、2011 年 1 月 1 日から施行した (Inama, 2011)。

原産地規則の変更は商品と受益国によって異なるため、対象を絞ることでより精緻な分析ができる。例えば、EBA の受益国であるカンボジアは、無税無枠で縫製品を EU 市場に輸出することができる。以前の原産地規則では、原則としてカンボジア国内で製造された布地を使い、縫製品を加工する必要があった。新しい原産地規則では、国内生産の布地を使う必要がなくなり、輸入した布地を使い縫製品を加工しても、輸出品に対して特恵関税が適用される。結果として、高品質・低価格の輸入布地を活用することで、カンボジア縫製産業の輸出競争力は高まることになる。こうした点を踏まえると、EU の GSP における原産地規則の緩和は、開発途上国の輸出産業に大きな影響を与えた可能性が高く、その政策評価は重要な研究課題である。

3. 研究の方法

EU の原産地規則の改革が開発途上国に与えた効果を、多様な観点から分析する。第一に、GSP の原産地規則が緩和されると、特恵関税を利用するコストが下がり、先進国市場向けに開発途上国の輸出は拡大する。例えば、EU 市場向けのカンボジア縫製品輸出は、non-EU 市場向け輸出と比較して、原産地規則が緩和された 2011 年以降に拡大したのか、差の差推定を行う。縫製品の中間財である布地の輸入は、2011 年以降に増加したのか、検証する。

第二に、原産地規則の緩和によって成長した開発途上国の輸出産業では、外国からの直接投資が増えたのか、検証する。縫製産業などは東アジアの企業が生産拠点を世界展開しており、特恵関税の恩恵を受ける開発途上国に外国投資が新たに流入したのか、分析する。

第三に、開発途上国における輸出企業の生産性や雇用規模は、原産地規則の緩和によってどのような影響を受けたのか、検証する。開発途上国の企業レベルのデータを活用して、ミクロ計量分析を行い、生産性や雇用への効果を推定する。

第四に、開発途上国の労働者を分析して、労働者の視点から特恵関税の開発効果を検証する。特恵関税で成長した輸出産業における労働者を分析し、労働者の賃金や人的資源への影響を分析する。また地方から移住して工場で働く労働者は、出身地域の家庭に送金することが多い。労働者レベルのデータを活用し、輸出産業の安定した賃金収入は、労働者の出身地域における貧困削

減に貢献しているのか、検証する。

4. 研究成果

Tanaka and Greaney (2024)は、欧州連合 (EU) の特惠関税制度における原産地規則の簡素化がカンボジアの雇用に与えた影響を検証した。特惠関税制度の受益国における輸出企業が特惠関税制度を活用するためには、輸出品が原産地規則を満たす必要がある。原産地規則が緩和されると、輸出企業は輸入中間財を柔軟に利用できるため、特惠関税を活用した輸出を拡大できる。本研究は、原産地規則の簡素化で外生的に起こった輸出拡大は、カンボジア縫製産業におけるフォーマルとインフォーマル企業の雇用にどのような影響を与えたのか、分析した。一般的に、インフォーマル企業は政府登録をしていないため、統計で捕捉することが難しい。一方、カンボジアで実施された次の事業所統計は、全国を対象としてすべての事業所を対面で調査している。

(1) Establishment Listing in 2009、(2) Economic Census in 2011、(3) Inter-censal Economic Survey in 2014。このミクロデータを活用して、外生的な輸出拡大がフォーマルとインフォーマル企業の雇用に与えた影響を推定した。

実証の結果、フォーマルな縫製企業の雇用は大きく拡大した一方で、インフォーマル企業の雇用は影響を受けていないことが明らかになった。例えば、輸出の処置効果は、フォーマルな縫製企業の雇用に 2014 年に平均 137 人増やしたと推定できる。これらの企業は 2011 年に平均 645 人の労働者を雇用しているため、処置効果は 2011 年から 2014 年の間で 21% の雇用増加と言える。さらに、雇用増加の効果は、既存のフォーマル企業や女性労働者により大きいことが明らかになった。

Tanaka (2022) は、カンボジアに対する欧州連合 (EU) による特惠関税制度の一時停止の効果を分析した。カンボジアでは政治活動の抑圧や人権侵害が深刻化しており、EU はこうした問題の改善を求めて、カンボジアに対する特惠関税制度である Everything But Arms (EBA) 協定について、2019 年 2 月に停止措置の準備に入ったと公表した。欧州委員会はカンボジア政府に人権問題の対応を求めたが、カンボジア政府の対応は EU の懸念を十分に払しょくできず、カンボジアの政治状況は特惠関税制度に定められている人権項目に違反していると判断された。2020 年 2 月に EU は、カンボジアに対する無税無枠の措置を、一部の品目について一時的に停止することを決定して、一部停止の措置は 2020 年 8 月 12 日に実施された。具体的には、一部の縫製品 (高付加価値の縫製品は引き続き無関税)、一部の靴製品 (特定の靴は引き続き無関税)、旅行用製品、砂糖の 4 品目に対する特惠関税が停止された。これらの品目を合計すると、EU 市場向けのカンボジア輸出のうち 2 割弱にあたる 10 億ユーロ (約 1200 億円) 分が影響を受けることになる。

EU の特惠関税停止が EU におけるカンボジアからの輸入に与えた影響を推定した。EU の特惠関税停止は一部の品目に限定しており、その他の品目について無税無枠の措置が継続された。こうした違いに着目して差の差分分析を行った。推定の結果、特惠関税停止によって、停止措置の直前に輸入の駆け込み効果が発生していた。停止後の 2020 年 8 月以降は、停止対象となった輸入が大幅に減少している点を確認した。また、こうした影響はニット衣類や布帛衣類、履物類で異なる点を確認した。

【参考文献】

- Augier, P, Gasiorek, M., Lai-Tong, C. 2004. Rules of origin and the EU-Med partnership: the case of textiles. *The World Economy*, 27(9), 1449-1473.
- Conconi, P., García-Santana, M., Puccio, L., Venturini, R. 2018. From final goods to inputs: the protectionist effect of rules of origin. *American Economic Review*, 108(8), 2335-2365.
- Estevadeordal, A. 2000. Negotiating preferential market access. *Journal of World Trade*, 34(1), 141-166.
- Inama, S. 2009. *Rules of Origin in International Trade*. Cambridge University Press. Cambridge.
- Inama, S. 2011. The reform of the EC GSP rules of origin: per aspera ad astra? *Journal of World Trade*, 45(3), 577-603.
- Tanaka, K., Greaney, T. M. 2024. Trade and employment in the formal and informal sectors: A natural experiment from Cambodia. *Journal of Asian Economics*, 90, 101676.
- Tanaka, K. 2022. The European Union's withdrawal of trade preferences for Cambodia. *The World Economy*, 45(11), 3398-3419.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 7件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 Tanaka Kiyoyasu, Kudo Toshihiro	4. 巻 39
2. 論文標題 Democratic Reforms and Trade: Evidence from the European Union's Generalized System of Preferences for Myanmar	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Journal of Southeast Asian Economies	6. 最初と最後の頁 148 ~ 170
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1355/ae39-2c	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Tanaka Kiyoyasu	4. 巻 45
2. 論文標題 The European Union's withdrawal of trade preferences for Cambodia	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 The World Economy	6. 最初と最後の頁 3398 ~ 3419
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1111/twec.13329	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Tanaka Kiyoyasu, Fukunishi Takahiro	4. 巻 82
2. 論文標題 Rules of origin and exports in developing economies: The case of garment products	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Journal of Asian Economics	6. 最初と最後の頁 101514 ~ 101514
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1016/j.asieco.2022.101514	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Kiyoyasu Tanaka	4. 巻 40
2. 論文標題 Formal registration and informal firms in Cambodia	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Asian Development Review	6. 最初と最後の頁 151-176
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1142/S0116110523500038	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Kiyoyasu Tanaka	4. 巻 62
2. 論文標題 The European Union's safeguard for rice imports from Cambodia and Myanmar	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 Developing Economies	6. 最初と最後の頁 3-27
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1111/deve.12366	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Kiyoyasu Tanaka	4. 巻 66
2. 論文標題 What hinders digital communication? Evidence from foreign firms in Japan	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Japan and the World Economy	6. 最初と最後の頁 101190
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1016/j.japwor.2023.101190	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Kiyoyasu Tanaka	4. 巻 44
2. 論文標題 The European Union's reform in rules of origin and international trade: Evidence from Cambodia	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 The World Economy	6. 最初と最後の頁 3025-3050
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1111/twec.13108	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 田中清泰
2. 発表標題 What hinders digital communication? Evidence from foreign firms in Japan
3. 学会等名 日本国際経済学会春季大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 田中清泰
2. 発表標題 The European Union's safeguard for rice imports from Cambodia and Myanmar
3. 学会等名 日本国際経済学会全国大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 田中清泰
2. 発表標題 Re-instating the European Union's generalized system of preferences for Myanmar
3. 学会等名 日本国際経済学会第10回春季大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 田中清泰
2. 発表標題 The European Union's withdrawal of trade preferences for Cambodia
3. 学会等名 日本国際経済学会第80回全国大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 田中清泰
2. 発表標題 外資企業による日本企業のM&A効果
3. 学会等名 日本国際経済学会春季大会
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
中国	Beijing Normal University			
米国	ハワイ大学			
カンボジア	王立プノンペン大学	カンボジア計画省統計局		